

1 請求者の責務（第4条関係）

（1）現行条例

（利用者の責務）

第四条 この条例の定めるところにより行政文書又は法人文書の公開を受けたものは、それによって得た情報を、第一条の目的に則して適正に用いなければならない。

（2）課題

府が保有する行政文書等の公開請求権は、府民の「知る権利」の保障や府政参加の推進などを目的に何人にも認められているところであるが、当該請求権の行使において、一部に条例の趣旨から乖離したものや権利の濫用ともいえるような不適正な請求と認められるものがある。

ア 大公審答申第255号（平成28年4月6日付け）

（請求）条例施行日から請求日までの行政文書公開請求に係る請求書、決定書等の決裁文書一式

（決定）対象文書量が膨大（推計25万枚）で事務の執行に著しい支障を及ぼすことから、却下（非公開）

（答申）行政文書を特定するに足りる事項を記載すべきとした条例の趣旨から乖離したものとして棄却

イ 大公審第256号事案（平成28年4月6日付け）

（請求）いわゆる大阪都構想について、府において作成された一切の行政文書、電子メール等一式

（決定）公開請求の対象となる行政文書が特定できないことから、却下するとして非公開の決定

（答申）行政文書を特定するに足りる事項を記載すべきとした条例の趣旨から乖離したものとして棄却

ウ 大公審答申第262号～264号事案（平成28年6月29日付け）

（請求）請求者の苦情に係る実施機関の対応が矛盾しているとして、その整合性がわかる文書等

（決定）請求にあるような文書は作成しておらず、不存在の決定

（答申）実施機関の主張に不自然・不合理の点はないとして棄却

付言において、「①明らかに存在するはずのない文書の公開を求める請求や、②請求内容の文言に多少の違いがあったとしても同種の内容の文書の公開を繰り返し求める請求、③職員の対応の是非を問うために行われていると考えられる請求等を行い、かつ、これらの請求が、専ら情報の公開以外の目的のために行われたものであることが明らかと認められるときは、実施機関は、当該請求が権利の濫用に当たるものとして、当該請求を却下することができるというべき」との意見が述べられた。

（3）改正方針案

行政文書等の公開請求をしようとするものは、この条例の目的に則し、適正な請求をする責務を負う旨を規定する。

（4）改正の考え方

条例第4条に、利用者の責務として、行政文書の公開によって得た情報を適正に用いなければならないとされているが、適正な公開請求を義務付ける規定はない。権利の濫用ともいえるような不適正な請求と思われる事例も見受けられることから、請求権の行使は無制限に許容されるものではなく、請求者は条例の目的に則した適正な公開請求を行う責務があるこ

とを明確にするもの。

【他都道府県の状況】

適正請求等規定	団体数	団体名	備考
適正利用のみ	15	大阪府、北海道、愛知県等	現行
適正請求+適正利用	30	東京都、神奈川県、兵庫県等	改正案

※ 各団体のホームページで公開されている情報公開条例において確認（H28.6 現在）。

2 行政文書の公開請求に係る非公開要件（第9条関係）

（1）現行条例

（公開してはならない行政文書）

第九条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開してはならない。

- 一 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもの（以下「個人識別情報」という。）のうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの

（2）行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）

（行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- 一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。（略）

（3）改正方針案

特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがある情報について、非公開とする旨の規定を追加する。

なお、条例において、非公開情報の個人情報の範囲については、個人識別情報のうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であることを要件とするいわゆるプライバシー型を採用しているが、引き続き、非公開情報の範囲を必要以上に広げることのないよう本規定は存置させる。

（4）改正の考え方

ア 非公開規定の追加

情報公開法においては、個人情報の非公開情報について、個人識別情報に併せて、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を対象としている。

これは、公開される情報が、個人を識別できなくとも、「カルテや反省文のように個人の人格と密接に関連する情報については、当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることは適切でない」（情報公開法要綱案）との考えに基づくものである。

条例においても、個人情報保護条例の目的である個人の権利利益の保護の観点から、当該規定を設けるものとする。

イ 非公開情報の対象

個人情報の非公開情報の対象について、条例においては、非公開情報の範囲を必要以上に広げることのないようプライバシー型を採用しているが、情報公開法においては、プライバシーの概念が明確でなく、制度の安定的運用を期待しがたいとの意見があることから、例外事項を規定した上で、個人識別情報を原則非公開とするいわゆる個人識別型を採用している。

府の保有する情報は公開を原則とし、個人のプライバシー情報は最大限保護するという条例の趣旨を踏まえ、引き続き、非公開情報の範囲を必要以上に広げることのないよう本規定は存置させるものとする。

【他都道府県の状況】

当該規定	団体数	団体名	備考
規定なし	5	大阪府、北海道、秋田県、三重県等	現行
規定あり	42	東京都、神奈川県、京都府、兵庫県等	改正案

※ プライバシー型を採用している団体は、大阪府、北海道、京都府、兵庫県。

※ 各団体のホームページで公開されている情報公開条例において確認（H28.6現在）。